



# 鳥取県公報

令和3年10月8日（金）  
第9340号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の変更の届出（515）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出（516）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	県道の区域の変更（3件）（517～519）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 3
	県道の供用の開始（2件）（520・521）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	指定居宅サービス事業者の指定（522）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 4
	指定介護予防サービス事業者の指定（523）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	開発行為に関する工事の完了（2件）（524・525）（西部総合事務所環境建築局）・・・ 5
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（庶務集中課）・・・・・・・・・・ 7
	一般競争入札の実施（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・ 10

# 告 示

## 鳥取県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から住所を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	変更年月日
中山 恭平	境港市上道町3337	令和3年9月8日

## 鳥取県告示第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ザグザグ米子店 米子市東福原六丁目727ほか
- 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 岡山県岡山市中区清水369-2
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 岡山県岡山市中区清水369-2
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年5月22日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,244平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 43台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 14台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 面積 30平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 容量 6.3立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
終日

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
終日
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 2か所  
イ 位置 9の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和3年9月21日
- 9 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間  
令和3年10月8日から4月間
- 11 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 12 意見書の提出  
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第517号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和3年10月8日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野倉吉線	変更前	鳥取市里仁555-2地先から同市里仁129-2地先まで	28.8~42.5	30.0
	変更後	鳥取市里仁555-2地先から同市里仁129-2地先まで	28.8~42.5	30.0
		鳥取市里仁555-2地先から同市里仁553-4地先まで	11.1~17.2	61.0

**鳥取県告示第518号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和3年10月8日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野倉吉線	変更前	鳥取市里仁555-2地先から同市里仁553-4地先まで	11.1~17.2	61.0

変更後	鳥取市里仁555-2地先から同地先まで	12.8~17.2	8.0
-----	---------------------	-----------	-----

**鳥取県告示第519号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和3年10月8日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
上井北条線	倉吉市上井字山田11-1地先から同市大平町362-1地先まで	変更前	10.6~33.4	698.0
		変更後	11.3~33.4	697.0

**鳥取県告示第520号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和3年10月8日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取鹿野倉吉線	鳥取市里仁555-2地先から同地先まで	令和3年10月8日

**鳥取県告示第521号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和3年10月8日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
上井北条線	倉吉市上井字山田11-1地先から同市大平町362-1地先まで	令和3年10月8日

**鳥取県告示第522号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の所 在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こう ほうえん	訪問リハビリテーシ ョン事業所 なんぶ 幸朋苑	米子市石井1238	令和3年10月1日	訪問リハビリテー ション

**鳥取県告示第523号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	訪問リハビリテーション事業所 なんぶ幸朋苑	米子市石井1238	令和3年10月1日	介護予防訪問リハビリテーション

**鳥取県告示第524号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年10月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和3年7月19日 鳥取県指令第202100090352号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市高松町字与次右エ門開
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市高松町153  
阿部 千帆美

**鳥取県告示第525号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年10月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和3年8月27日 鳥取県指令第202100134229号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市芝町字兵田地
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市芝町1531-7  
濱田 友広

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年10月8日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 講習の種別及び受講対象者  
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。(定員15人)

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和3年11月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	倉吉及び琴浦大山の各警察署 の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額を申請場所において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

令和3年10月8日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年11月3日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
令和3年11月8日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和3年11月22日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員

令和3年11月2日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和3年11月9日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年11月16日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年11月30日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額を申請場所において納付すること。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第322号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 賃貸借物品の名称及び数量

令和4年度軽自動車（貨物、新車）23台

- (2) 賃貸借物品の仕様  
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間  
令和4年6月8日から令和10年3月31日までとする。
- (4) 引渡し期限  
入札説明書による。
- (5) 借入場所  
入札説明書による。
- (6) 入札方法等
  - ア 本件入札は、紙入札により行うものであること。
  - イ 入札金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した賃貸借期間中の賃貸借料（賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。）の総額を入札書に記載すること。
  - ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額を入札書に記載すること。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年10月13日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 自動車のリース契約を締結し、令和元年10月9日（水）から令和3年10月8日（金）までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であり、自動車の貸付けを確実に履行できる者であること。
- (6) 1の(1)に示した物品を自社で所有し（令和3年10月8日（金）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

## 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する担当部局  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当  
電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書等の交付方法

令和3年10月8日(金)から同年11月5日(金)までの間にインターネットのホームページ(総合事務センターのウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/285736.htm>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年10月8日(金)から同年11月5日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月19日(金)午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日(木)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第22会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(2) 入札を郵便等により行う場合には、入札書は、件名及び入札者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に、それぞれ「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、郵送の場合、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年11月5日(金)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

### (1) Nature and quantity of the products to be leased: 23 Light freight vehicles

### (2) November 5, 2021 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

### (3) November 19, 2021 10:00 AM: Time-limit for submission of tenders

(November 18, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

### (4) Contact point for the notice: Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年10月8日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

## 1 調達内容

### (1) 件名及び数量

生体情報システム（一般病棟用） 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

### (4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

### (5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及

び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年10月8日（金）から同年11月22日（月）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付 出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 令和3年10月8日（金）から同年11月22日（月）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付 出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年10月15日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院医療情報管理室

## 4 入札手続等

- (1) 入札書の提出先及び問合せ先  
〒680-0901 鳥取市江津730  
鳥取県立中央病院医療情報管理室  
電話 0857-26-2271（内線2752）  
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書等の交付の方法  
入札説明書その他の資料は、令和3年10月8日（金）から同年11月9日（火）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。  
ア 交付期間及び時間  
令和3年10月8日（金）から同年11月9日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
（1）に同じ。
- (4) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に郵送することとする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月22日(月)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(金)正午までとする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階会議室2

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和3年11月9日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : 1 set of Biometric Information Management System

- (2) November 9, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) November 22, 2021 1:00 PM: Time-limit for submission of tenders  
November 19, 2021 noon: Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Please contact: Medical Information Management Division, Tottori Prefectural Central Hospital,  
730 ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan  
TEL 0857-26-2271